

広島修道大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2018（平成30）年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2022（令和4）年度＞

広島修道大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、5点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

2019（令和元）年度の「大学運営会議」及び「大学評議会」において、大学評価（認証評価）結果の内容と早期改善に向けての取り組みの必要性を報告し、各学部・研究科に対して改善対応すべき事項について早期に取り組むよう説明しており、各学部・研究科において大学評価時に指摘を受けた事項に関する改善に向けた取り組みを進めている。また、内部質保証に関しては、2019（令和元）年度に「学長室総合企画課」を中心に課題の整理や各種調査を実施したうえで、2020（令和2）年度には、統括副学長、大学運営や組織のあり方に精通した教員及び学長室長で構成する「第3期認証評価改善報告準備委員会」を設置している。同委員会による答申に基づき、内部質保証システムの方向性を「大学運営会議」で確認するとともに、内部質保証の方針に係る諸規程の制定及び改正を「大学運営会議」で審議後、「大学評議会」で決議している。それに基づき、各学部における自己点検・評価規程の改正を「大学運営会議」で審議した後、「大学評議会」において決議している。

以上のように、本協会からの提言に対する改善のために、大学全体で計画的に取り組んでいることが認められるが、今回の改善報告書において取り組みの成果が十分でない点もみられることから、内部質保証システムを通じて改善に努めることが求められる。

＜改善課題、是正勧告の改善状況＞

提言の改善状況から、全体として改善が不十分である。

具体的には、教育課程・学習成果における特定課題の研究成果の審査基準の問題及び大学院の学習成果の把握の問題、学生の受け入れにおける大学院の定員管理の問題は、今後もさらなる改善に取り組むことが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
-----	-----	-----

広島修道大学

1	<p>基準</p>	<p>基準2 内部質保証</p>
	<p>提言（全文）</p>	<p>内部質保証の体制について、大学全体の事業計画を「大学運営会議」「大学評議会」において策定し、これにもとづき各学部・研究科の事業計画を作成する仕組みは設けているものの、各学部・研究科の点検・評価結果にもとづく改善・向上に向けた取組みを全学的に推進する責任主体が不明確である。また、「自己点検・評価委員会」は各学部・研究科による自己点検・評価の結果報告を受け、その内容を共有すること等にとどまっているなど、各学部・研究科の点検・評価結果を踏まえた改善・向上に向けた取組みを全学的に推進しているとはいえないことから、これに関わる諸組織の権限・役割分担を明確にし、内部質保証システムを有効に機能させるよう、改善が求められる。</p>
	<p>検討所見</p>	<p>改善に向けて、2020（令和2）年度に内部質保証方針を改正して、改善・向上に向けた取り組みも含めて内部質保証の推進に責任を負う組織が「大学運営会議」であることを明確にした。さらに、自己点検・評価に責任を負う「自己点検・評価委員会」、内部質保証に関する重要事項を最終的に審議する「大学評議会」の権限・役割も方針及び規程に定めて明確にしている。</p> <p>上記の内部質保証体制のもと、「自己点検・評価委員会」による点検・評価を2021（令和3）年度に実施した。点検・評価の結果、改善事項として、「広島修道大学事業継続計画（BCP）」の改良、大学院定員未充足解消への対応を挙げた。これらの改善事項については、「大学運営会議」にて改善・向上のための事業を盛り込んだ次年度事業計画を策定し、大学評議会で決定している。</p> <p>以上のように、内部質保証に関わる権限、役割分担を明確にして、点検・評価結果を踏まえた改善・向上に向けて「大学運営会議」のもとで取り組んでいることから、内部質保証システムを機能させており、改善が認められる。</p>

広島修道大学

No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	人文科学研究科博士後期課程において、研究指導計画として研究指導の方法及び研究指導のスケジュールを策定しているものの、学生に説明しているスケジュールは博士論文審査に関する事項に偏っていることから、今後はより分かりやすいスケジュールを示すよう、改善が求められる。
	検討所見	人文科学研究科博士後期課程において、博士論文審査に関する事項に偏らない年間の研究指導のスケジュールを策定し、『学修の手引き（大学院）』に明記しており、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	各研究科修士課程及び博士前期課程において特定の課題についての研究の成果の審査基準を明確にしているものの、そのすべてを文書等によってあらかじめ学生に明示していないため、改善が求められる。
	検討所見	法学研究科については特定課題の研究成果の審査基準を「学修の手引き」によってあらかじめ学生に明示しており、改善が認められる。しかしながら、他の研究科では、特定課題の研究成果の審査基準を「学修の手引き」に明示しているものの、その内容は修士論文審査基準と同一であることから、改善が望まれる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	人文学部教育学科を除く各学部及び各研究科において、卒業論文や学位論文の審査等を通じて学習

広島修道大学

		成果の把握に努めているものの、学位授与方針に明示した学習成果の把握及び評価が十分に行われていないことから、改善が求められる。
	検討所見	<p>改善に向けて、各学部において、卒業研究又は卒業論文を必修の科目とした。また、各学部の学位授与方針に示している「1. 知識と技能」「2. 思考力・判断力・表現力」「3. 多様な人々との『協創』」の3点の学習成果を評価項目として設定したルーブリックを用いて卒業研究又は卒業論文を評価していることから、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関連性を確保しており、改善が認められる。</p> <p>大学院においては、学位授与方針と照らした学位論文審査基準にて学習成果を評価しているとするものの、学位論文の評価基準と学位授与方針との関連が不明確であるため、依然として学位授与方針に示した学習成果を把握しているとはいいがたく、改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
5	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、人文学部人間関係学科が1.25と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、法学部国際政治学科で1.25と高く、商学研究科博士前期課程で0.43、同博士後期課程で0.13、人文科学研究科修士課程・博士前期課程で0.20、同博士後期課程で0.20、法学研究科修士課程で0.40、経済科学研究科博士前期課程で0.13、同博士後期課程で0.17と低いため、学部及び大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	人文学部人間関係学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、改善が認められる。また、法学部国際政治学科については2018（平成30）年度に募集停止している。

広島修道大学

		<p>しかしながら、収容定員に対する在籍学生数比率について、人文科学研究科修士課程・博士前期課程で0.48、法学研究科修士課程で0.47と依然として低く、商学研究科博士前期課程で0.20、同博士後期課程で0.07、人文科学研究科博士後期課程で0.13、経済科学研究科博士前期課程で0.09、同博士後期課程で0.08と大学評価時よりも低くなっているため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
--	--	---

◆ 再度報告を求める事項

なし

以 上